

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第2子以降保育料無償化 特定教育・保育施設等（保育所・認定こども園） 対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもが2人以上いること。 内 容：第2子以降の児童に係る保育料を、申請により無償化します。 問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719
	第2子以降副食費無償化 特定教育・保育施設等（保育所・幼稚園・認定こども園） 対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもが2人以上いること。 内 容：第2子以降の児童に係る副食費を、申請により無償化します。 問合せ：《子ども育成課 保育係》 TEL：0270-64-7719 《学校教育課 庶務係》 TEL：0270-64-7713
	小中学生給食費全額補助 対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容：学校給食費の全額補助 問合せ：《学校給食センター》 TEL：0270-65-6706
	おたふくかぜ予防接種費用助成事業 対象者：1.接種者が接種日当日に町内に住民登録をしていること 2.玉村町・伊勢崎市の実施医療機関で接種していること 3.満1歳から小学校就学前年度の3月31日までの幼児 内 容：おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する。助成額および助成回数は、1人1回、助成額は3,000円とする。 問合せ：《保健センター》 TEL：0270-64-7706
	不妊・不育治療費の助成 対象者：不妊・不育治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①法律上の婚姻後、医師による不妊・不育治療を行っている夫婦 ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き玉村町に住民登録があること ③医療保険法における医療保険に加入していること ④玉村町の町税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の自治体から不妊治療等に対し同種の補助を受けていないこと 内 容：不妊・不育治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不妊・不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額10万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算5回を限度とする。 問合せ：《保健センター》 TEL：0270-64-7706
	陣痛タクシー利用料の助成 対象者：玉村町に住民票がある方で、次の①～③のいずれかに当てはまる方 ①陣痛時に病院まで連れて行ける人がいない方 ②転倒・出血等で緊急で受診し、お産に繋がった方 ③その他妊娠中のトラブルで緊急に受診が必要になった方（申請時に要相談） 内 容：かかったタクシー料金（上限1万円、復路は対象外） 問合せ：《保健センター》 TEL：0270-64-7706

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	母子保健事業（子育て支援） 対象者：町内の乳幼児及び保護者 内 容：玉村町保健センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育て・離乳食相談(乳幼児身体計測・育児相談・妊産婦相談・離乳食相談・お口の相談) ・ブックスタート(4か月児健診、1歳半健診時に絵本の配布) 問合せ：《保健センター》 TEL：0270-64-7706
	こども家庭センター事業 対象者：町内に在住する妊産婦及び18歳までのこどもとその家族 内 容：・妊娠、出産、子どもの発達、子育てに関する相談 ・母子手帳の交付やこどもの予防接種などの案内 ・産後ケア（医療機関や助産院で休息や育児支援を受けられます）などのサービス案内 問合せ：《こどもまんなかセンター にじいろ》 TEL：0270-27-8626
	産前産後ママヘルパー派遣 対象者：産前産後のママ(あかちゃんの退院日から半年まで、多胎児は1年) 内 容：依頼者宅にて沐浴、授乳、食事の準備や部屋の片付けをサポート。回数制限あり。 問合せ：《子ども育成課子育て支援係》 TEL：0270-64-7719
	玉村町ファミリー・サポート・センター 対象者：生後4か月から小学6年生がいる保護者および養育者 内 容：登録会員同士の相互援助活動、保育園や学童クラブ時間外などの一時預かりや送迎 問合せ：《ファミリーサポートセンター》 TEL：0270-75-5211
	全小中学校 A L T 配置 対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容：A L T（外国語指導助手）を町立の全小・中学校に常駐配置することで、英語活動・英語授業の充実を図るとともに、日常の学校生活でも A L T とコミュニケーションを取る機会を確保しています。 問合せ：《学校教育課 教科指導係》 TEL：0270-64-7713
	小学校低学年での英語活動授業の実施 対象者：町立小学校1・2年生の全児童 内 容：文部科学省の教育課程特例校制度を活用し、小学校低学年で週1時間の英語活動の授業を実施しています。低学年から楽しく英語に親しむ機会を設けることで、3年生以上の英語活動の授業にスムーズにつなげています。 問合せ：《学校教育課 教科指導係》 TEL：0270-64-7713
	校内教育支援センター設置 対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容：町立の全小・中学校に校内教育支援センターを設置するとともに、教員免許所有者の支援員を配置しています。様々な理由で教室での授業に参加することが難しい児童生徒が、社会的な自立を目指して学び、成長を続けられるよう、適切な支援を受けられます。 問合せ：《 学校教育課 教科指導係》 TEL：0270-64-7713
	S C、S S W 配置 対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容：S C（スクール・カウンセラー）と S S W（スクール・ソーシャル・ワーカー）を町費で配置しています。県費分の S C、S S W の合わせて、児童生徒や保護者がじっくりと相談する時間を確保しています。 問合せ：《学校教育課 教科指導係》 TEL：0270-64-7713

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	幼児通級教室 対象者：町内在住の3歳以上の幼児 内 容：ことばや聞こえ、行動面、人との関わりなどに困り感を抱えている3歳児以上の幼児に対して、個人の状態や特性に応じた指導・支援を行っています。 問合せ：《学校教育課 教科指導係》 TEL：0270-64-7713
	町内小中学校体育施設空調完備 対象者：町内小中学校に通学する児童生徒 内 容：町内中学校2校の体育館及び武道場、小学校5校の体育館に空調設備を完備 問合せ：《学校教育課課 管理係》 TEL：0270-64-7713
	ヘルメット購入補助 対象者：町内に在住する中学校新入学生徒 内 容：購入費用の半額補助 上限額1,500円 問合せ：《学校教育課 管理係》 TEL：0270-64-7713
	中学生海外派遣事業 対象者：町内中学校に通学する児童生徒（2年生及び3年生） 派遣人数は20名程度、希望者多数の場合には筆記試験・面接による試験あり 内 容：アメリカ合衆国ワシントン州のエレンズバーグで1週間程度ホームステイすることにより、現地での生活体験を通して文化・風習等を学習することができる。 問合せ：《学校教育課 管理係》 TEL：0270-64-7713
	高校生通学支援事業 対象者：町内在住の高校生・中学生の保護者 内 容：町内路線バスの通学定期券の購入費用の1/2を補助 問合せ：《環境安全課交通防犯係》 TEL：0270-64-7708
	ブックスタート事業 対象者：4か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容：絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する4か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ：《生涯学習課 図書館第二係》 TEL：0270-65-1122
	ブックスタートフォローアップ事業 対象者：1歳6か月児健康相談を受診する全ての幼児及びその保護者 内 容：4か月児健康相談時にブックスタート事業を実施しているが、引き続き絵本を通して、親子が触れ合う時間をつくれるよう、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ：《生涯学習課 図書館第二係》 TEL：0270-65-1122
住宅支援	木造住宅耐震改修補助金事業 対象者：旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評価点が1.0未満の住宅所有者 内 容：耐震改修費用の1/2以内で上限80万円 問合せ：《都市建設課 住宅政策係》 TEL：0270-64-7707
	空き家バンク 対象者：玉村町に定住を希望される人 内 容：町内の空き家物件の情報をホームページに掲載 問合せ：《都市建設課 住宅政策係》 TEL：0270-64-7707

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	空き家リフォーム補助金（空き家バンク登録物件に限る） 対象者： 空き家バンクを利用して、空き家バンクに登録された物件を購入または2年以上の賃貸借契約を締結し、リフォーム工事実施後2年以上住居や店舗、地域における社会貢献活動の場所として使用する予定で、契約後1年以内にリフォーム工事を行う人 内 容： 町内業者が施工する総額20万円以上のリフォーム工事で、住居または店舗としての機能を維持・向上させる工事費用の1/2以内で上限80万円 問合せ：《都市建設課 住宅政策係》 TEL：0270-64-7707
	空き家片付け補助金（空き家バンク登録物件に限る） 対象者： 空き家バンクに登録された空き家の所有者または空き家バンクを利用して、空き家バンクに登録された物を購入または2年以上の賃貸借契約を締結し、片付け実施後に、2年以上住居や店舗、地域における社会貢献活動の場所として使用する目的で、家財道具の片付けなどを行う人 内 容： 家財道具等の処分に要する費用の1/2以内で上限10万円 問合せ：《都市建設課 住宅政策係》 TEL：0270-64-7707
	文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金 対象者： 文化センター周辺住宅団地の宅地売買契約を締結し、①～③のいずれにも該当するもの 内 容： 1棟につき5万円を交付 問合せ：《都市建設課 まちづくり係》 TEL：0270-64-7707
	文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金 対象者： 文化センター周辺住宅団地の宅地売買契約を締結し、①～③のいずれにも該当するもの ①世帯の市町村民税等の滞納がないこと ②宅地売買契約後、3年以内に居住用住宅の建築工事請負契約を締結することを確約すること ③住宅取得者及びその世帯員が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋またはこれに準ずる者でないこと 内 容： 1棟につき5万円を交付 問合せ：《都市建設課 まちづくり係》 TEL：0270-64-7707
	住宅用太陽光発電システム設置補助金 対象者： 町内の自ら居住する住宅に補助金要綱を満たす太陽光発電システムを設置した方、または町内において自ら居住するため補助金要綱を満たす発電システム付き新築住宅を購入した方。 ・過去に当補助金の交付を受けていない方。 内 容： 発電システムの発電出力（小数第2位以下切捨て）1kWあたり1万円。上限5万円。 問合せ：《環境安全課 環境政策係》 TEL0270-64-7708
	住宅用蓄電池設置補助金 対象者： 町内の自ら居住する住宅に補助金要綱を満たす蓄電池設備を設置した方、または町内において自ら居住するため補助金要綱を満たす蓄電池付き新築住宅を購入した方。 ・過去に当補助金の交付を受けていない方。 ・世帯員全員の町税の未納がない方。 内 容： 蓄電池の蓄電容量（小数第2位以下切捨て）1kWあたり1万円。上限5万円。 問合せ：《環境安全課 環境政策係》 TEL0270-64-7708
	家庭用生ごみ処理機設置補助金 対象者： 町内在住で、世帯員全員の町税の未納がない方。 内 容： 購入金額の2分の1の額（100円未満切捨て）とし、上限15,000円。 問合せ：《環境安全課 環境政策係》 TEL0270-64-7708

分類	事業名（対象者・内容）
就農 農業 支援 体験	ふれあい農園 対象者：町民 内 容：町が開設している農園を有料で貸し出し（４か所） 問合せ：《公益財団法人玉村町農業公社》 TEL：0270-64-3122
その他	デマンド乗合タクシーたまGO 対象者：だれでも 運行時間：午前9時～午後4時 内 容：利用者の予約に応じて乗降地点間を運行する乗合タクシー 町内200円・町外400円の運賃で、どの乗降地点でも運行可能。スマホから予約可能。 問合せ：《環境安全課交通防犯係》 TEL：0270-64-7708